

## 令和元年度中山間地域等直接支払実施状況

◎ 令和元年度における、中山間地域等直接支払制度の実施状況は次のとおりでした。

対象となった集落名	受給された農業者数(人)	交付金額(円)			交付対象農用地面積(m <sup>2</sup> )				
		うち集落共同活動充当額	うち農業者への配分額	原田	田の急傾斜地面積1/20以上	田の緩傾斜地面積1/100以上	畑の急傾斜地面積15度以上	畑の緩傾斜地面積8度以上	
原田	26	981,132	490,566	490,566	153,302	0	153,302	0	0

直接支払制度とは、平野部に比べ傾斜地が多く農業生産の条件が不利なことなどから、農地などの管理がままならず、「多面的機能」の低下が懸念されている地域について、農地の維持管理活動を実施する場合、生産条件の不利性を直接的に補うため、農地の斜度に応じて交付金を交付する制度です。

佐井村では、平成27年度に原田集落が集落協定を締結し、令和元年度までの5年間を実施期間として、令和元年度についても適正な農業生産活動、水路・農道の管理、周辺林地の下草刈などの取り組みが行われました。

集落における交付金の使用方法は、50.0%が集落共同取組みに係る経費として、残りが耕作面積に応じて支払われました。

【お問合せ】 産業建設課 農林水産係 担当：島野

## 「労働委員会委員による労働相談」のお知らせ

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題（解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど）について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

この労働相談は、これまで相談者の方と直接会って内容をお聞きする形で実施してきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、電話相談により実施します。

### ■実施日時

実施日	時 間
6月2日(火)	午後1時30分～午後3時30分
6月21日(日)	午前10時30分～午後0時30分
7月14日(火)	午後1時30分～午後3時30分
7月19日(日)	午前10時30分～午後0時30分
8月4日(火)	午後1時30分～午後3時30分



■対象者：県内の労働者、事業主

■相談員：青森県労働委員会委員

（青森県労働委員会とは  
青森県の行政機関の一つ。労働問題について専門的な知識を持つ、公益委員（弁護士など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（会社経営者など）で構成されており、中立・公正な立場で労働問題を解決する。）

■費用：無料

■利用方法：随時受付（事前予約優先）

■リンク：<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/roi-sodankai.html>

【お問合せ】 青森県労働委員会事務局 電話 017-734-9832  
FAX 017-734-8311